第明三治二十五種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務八）　一

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同九）　一七

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三

裁判所

破産、免責、再生関係　三四

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係　六四

会社その他

会社決算公告　六五

△

○

告示

○総務省告示第八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十三年一月七日

総務大臣　片山　善博

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　宮城県石巻市門脇町１―２―９　(75.50) (2)　宮城県石巻市大森字新堤24―25　(57.10)	北緯38度25分41秒東経141度18分27秒の地点と北緯38度28分25秒東経141度18分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度28分30秒東経141度18分32秒の地点と北緯38度28分56秒東経141度18分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度29分03秒東経141度18分33秒の地点と北緯38度29分56秒東経141度18分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　宮城県伊具郡丸森町字松１(566.00) (2)　宮城県伊具郡丸森町耕野字北山74―１　(223.00)	北緯37度54分40秒東経140度42分43秒の地点と北緯37度55分43秒東経140度38分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　宮城県伊具郡丸森町字松１(566.00) (2)　宮城県伊具郡丸森町大張大蔵字市ノ沢109　(375.90)	北緯37度54分44秒東経140度42分43秒の地点と北緯37度56分51秒東経140度40分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　宮城県仙台市青葉区新川字佐手山５―916　(452.70) (2)　宮城県刈田郡蔵王町大字円田字土浮山２―１　(453.40)	北緯38度17分21秒東経140度38分33秒の地点と北緯38度08分17秒東経140度36分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　宮城県柴田郡川崎町大字今宿字川崎原394　(225.50) (2)　宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字倉石岳国有林六林班　(1130.60)	北緯38度10分55秒東経140度37分13秒の地点と北緯38度10分37秒東経140度36分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度10分36秒東経140度36分24秒の地点と北緯38度08分11秒東経140度29分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　福島県いわき市三和町上三坂字水田255―５　(804.70) (2)　福島県石川郡古殿町大字諭田字中ノ町46―２　(634.40)	北緯37度09分17秒東経140度36分33秒の地点と北緯37度08分56秒東経140度33分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域